

農業委員会定例会 12月

1. 開催日時 令和3年12月20日 午後1時30分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室
3. 欠席委員 2番委員、5番委員
4. 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）
 - 議案第3号 非農地証明願承認について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
5. その他
6. 会議の概要

事務局 定刻となりましたので、ただいまから定例会を開催したいと思います。
議事につきましては、会長に進行をお願いします。

議長 こんにちは。本日は後ほど、事務局からも来月のことで話があるかとは思
います。それでは議事を始めます。
本日の議事録署名人ですが、6番委員、7番委員をお願いします。
それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番から3
番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■■■■在住の■■■■■■■■■■さん所有の
■■■■■■■■■■ 畑 317 m² と
■■■■■■■■■■ 畑 257 m² と
■■■■■■■■■■ 畑 703 m² と
■■■■■■■■■■ 畑 18 m² と
■■■■■■■■■■ 畑 1,260 m² の計5筆2,555 m²について
2番は、■■■■在住の■■■■■■■■■■さん所有の
■■■■■■■■■■ 畑 344 m² について
3番は、■■■■在住の■■■■■■■■■■さん所有の
■■■■■■■■■■ 田 648 m² について
■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■が譲り受け、申請地では■■■■■■■■■■を栽培す
る計画となっています。■■■■■■■■■■の現在の経営規模は187,274.29 m²
で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号
には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 1番と2番は、以前から■■■■■■■■■■の■■■■が■■■■沿いにある荒廃農地を
きれいにしたいということで進めている案件のため、問題ありません。3
番は15～20年物の■■■■■■■■■■が植わっているところで、前から■■■■■■■■■■が
耕作していたと思いますが、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

4番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■畑 402 m² と
■■■■畑 924 m² の計2筆1,326 m²について
■■■■の■■■■さんが譲り受け、申請地では■■■■を栽培
する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は0 m²ですが、今回の
所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第
2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断していま
す。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6番委員

ここは、現地確認したところ、■■■■を耕作するには厳しいように思い
ました。事務局に電話して確認したところ、■■■■するためこのような
申請になっているのではないかとのことです。私だけでは判断できないの
で、他の委員の皆様のご意見をお願いいたします。

議長

この件について意見はありますか。

4番委員

■■■■さんは、■■■■を使って（土地を開墾して）耕作しようと考えられてい
ますか。

6番委員

周囲も■■■■なので耕作するのは厳しいでしょう。

議長

■■■■さんは今、何をされていますか。どの■■■■さんでしょうか。

9番委員

■■■■に勤めていた方です。■■■■の近くにある、■■■■さんの前
の家を知っていますか。■■■■に家が建っているところの■■■■で■■■■との間
に位置します。

議長

9番委員の親戚の■■■■さんですか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■畑 1,350㎡ について
■■■■■の■■■■■さんが譲り受け、申請地では■■■■■を栽培する計画となっています。■■■■■さんの現在の経営規模は0㎡ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6番委員 ここは、半分きれいに管理されていて、残りも開墾するのは難しくないため、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。
誰が耕作するのですか。代理で誰かが管理するのですか。

事務局 先程の案件と同じ行政書士の方が持ってこられました。ここには、経営規模が0㎡とありますが、別のところで1筆似たようなところがあり、そこは他の方に手伝ってもらいながら、耕作しています。今回もそのようにすると思われま。

10番委員 本当に■■■■■を植えられるのでしょうか。

議長 管理する方がされるのではないのでしょうか。

10番委員 実は、我々のところに依頼がありました、その際、■■■■■を植えてくれと言われました。

議長 (作物が) ■■■■■ じゃなくても、きれいに (管理) してください。他に意見はございますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 6番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■畑 445㎡ について■■■■■の■■■■■さんが譲り受け、申請地では■■■■■を栽培する計画となっています。■■■■■さんの現在の経営規模は13,450㎡で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6番委員 この畑は既に■■■■■が植わっている状態を■■■■■さんが引き継ぐようです。問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第2号(農地法第5条の規定による許可申請)の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、10月定例会において農業振興地域整備計画の一部変更(農用地区域からの除外)で審議いただいた案件の転用申請です。
■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■田 640㎡ について■■■■■の■■■■■が、隣接する雑種地と宅地(■■■■■2,510.95㎡)と併せてその敷地を拡張し■■■■■

■■■■■するための転用申請となっています。

■■■■■は、事業拡大に伴い増加し続ける■■■■■
■■■■■がひっ迫しており、新たに■■■■■
■■■■■が必要となり確保することとし、既存の利用地に隣接し
ており本社からも近い申請地を最適地として選定しています。

転用に係る造成については、再生クラッシャーランで0.2メートル盛土を
行い、法面を勾配1:1とする計画となっています。また、雨水については
自然浸透によるほか、北西側、南西側及び北東側に地堀の側溝を新設し、
北西及び北東の水路に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に
問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無い
と判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 事務局から説明があったように、これは10月に（農振除外で）出された案
件で、そこで承認されたものです。別段、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の2番につい
て、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■畑 250㎡ について
■■■■■の■■■■■さんが、住宅を建築する
ための転用申請となっています。
■■■■■さんは、現在■■■■■で、賃貸アパートで暮らしてい
ますが、■■■■■が手狭になってきたことか
ら、■■■■■を確保しようと、■■■■■
■■■■■することとしています。

転用に係る造成については、北側・南側・東側・西側に約0.75メートルま

でのコンクリート擁壁を設置し、花崗土で約0.55メートルまでの盛土を行う計画となっています。また、雨水についてはため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも北側道路側溝に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

事務局 地元委員ですが、2番委員から欠席との連絡が先ほどありました。その際聞いた話では、周りは■■■■で、■■■■にあるので問題ないとのことです。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、■■■■在住の■■■■さん所有の■■■■畑 467㎡ について■■■■の■■■■さんが、■■■■を整備するための転用申請となっています。

■■■■さんは、■■■■をしてきて、このたび■■■■きましたが、■■■■を■■■■するために■■■■が必要になったため、■■■■とする居宅から近く管理しやすい場所に■■■■を確保することとしています。

転用に係る造成については、約1メートルのコンクリートブロック擁壁を設置する計画となっており、花崗土で盛土を行っています。また、雨水については自然浸透により排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無い

と判断しています。

議長 地元委員さんは欠席ですが、事務局の方で何か聞いていますか。

事務局 5番委員からは、ここは以前、別の事業者が勝手に■■■■として使っていて、雑種地みたいになっていますが、今回の申請に関しては問題ないと伺っています。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、10月定例会において農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外）で審議いただいた案件の転用申請です。

■■■■在住の■■■■さん所有の

■■■■畑 4,590 m² と

■■■■畑 197 m² の計2筆4,787 m²

について■■■■の■■■■が、隣接する宅地と雑種地（■■■■
■■■■ 2,436.48 m²）と併せてその敷地を拡張し、■■■■
■■■■整備するための転用申請となっています。

■■■■は、■■■■を■■■■の■■■■
が事業に供する■■■■を利用するために、■■■■使用貸借
させることとし、■■■■

■■■■近い申請地を最適地として選定しています。

申請地は以前より既に■■■■として利用されており、無断
転用でありますので、始末書の提出も受けています。

転用に係る造成については、約1.5メートルの石積擁壁を設置しており、
切土、盛土はない計画となっています。また、雨水については自然浸透に
より排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に
問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無い

と判断しています。

また、本転用案件は、その面積が2,000 m²以上であるため、香川県農業会議が開催する常設審議委員会においても審議し、意見を聴くこととなります。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

10 番委員 本件は無断転用で揉めましたが、現在、■■■■■■■■■■として、また、■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■として使われていて、現状としては問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとし、常設審議委員会に諮ります。

次に、議案第3号（非農地証明願承認）の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■■■■在住の■■■■■■■■■■さん所有の

■■■■■■■■■■畑 618 m² について

長年に渡り耕作放棄状態が続き、山林化したため農地として復旧することが困難となったものです。山林化し、かなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4 番委員 （議案の）写真のとおり、周りはバベの木ばかりです、今年の春に笹は刈っていたようですが、雑木がたくさん残っており現状耕作できない状態のため、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4 番委員 3枚とも更新です。現場確認したところ、(議案1番になる)一番上と(2番にあたる)下は完全に耕作していました。(1番になる)真ん中の■■■■は耕作後で、きれいに耕耘されていたので問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号(農用地利用集積計画(利用権設定))の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、■■■■在住の■■■■さん所有の■■■■畑 226 m² について■■■■の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は5年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さんは欠席ですが、事務局の方で何か聞いていますか。

事務局 5番委員からは、■■■■さんがこれまでも耕作している場所で、更新なので問題ないと伺っています。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号(農用地利用集積計画(利用権設定))の4番から6番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

4番は、[redacted]在住の[redacted]さん所有の
[redacted]畑 507 m² について

5番は、[redacted]在住の[redacted]さん所有の
[redacted]畑 335 m² と
[redacted]畑 935 m² の計2筆1,270 m²について

6番は、[redacted]在住の[redacted]さん所有の
[redacted]畑 357 m² について

(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[redacted]の[redacted]に貸し付けるものです。

申請地では、[redacted]を栽培する計画で、期間は4番については6年間、5番と6番については10年間の、4番は使用貸借、5番と6番は賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理

4番については今、草が生えている状態で、来年度([redacted]を)植えるようです。周りを[redacted]が耕作しており、問題ありません。5番、6番は更新のため、問題ありません。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号(農用地利用集積計画(利用権設定))の7番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

7番は、[redacted]在住の[redacted]さん所有の
[redacted]畑 395 m² について

(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[redacted]の[redacted]に貸し付けるもので

す。
申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 (■■■■■) ■■■■の■■■■■さんにはお会いできていませんが、■■■■■のすぐ上で、現場を確認したところ■■■■■畑の跡でした。以前は草が生い茂っていたように思いますが、草もきちんと刈られていて、重機で整地したら、すぐに■■■■■を植えられるので問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の8番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 8番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■畑 653㎡ について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■さんに貸し付けるものです。
申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は6年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

7番委員 ここは、以前、議長が作っていた場所です。ここには井戸があり、隣が■■■■■を作っていて、予防する際には声をかけてくださいと言われていました。
■■■■■さんにもそのことを伝えて、十分トラブルが起らないよう配慮して

くださいということで了解を得ており、別段問題ありません。

議長

(先程、紹介いただいたとおり) ここは私の■■■■の土地で、以前(私が)耕作していました。■■■■さんからは、■■■■を栽培すると聞いていましたが、作物は■■■■ですか。

7番委員

まだ、作物は決定していないそうです。

議長

傾斜がありますが、■■■■ならきれいになるなどと思います。他に意見はございますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号(農用地利用集積計画(利用権設定))の9番と10番について、10番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

【10番委員退席】

それでは、本件は関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

9番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■ 田 653 m² と
■■■■ 田 976 m² の計2筆1,629 m²について

10番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■ 田 604 m² について

(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■の■■■■に貸し付けるものです。

申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員は10番委員ですが、この件について意見はありますか。ずっと稲を作っているところですね。

9番委員 そうですね。所有者の■■■■さんは元気ですが、■■■■以上になります。息子さんもいますが、息子さんは、親が耕作しないなら耕作しないとおっしゃっていました。それで、今回貸すようになったのでしょうか。

議長 ■■■■さんという方は、元々、■■■■にお住まいの方ですか。

9番委員 忘れました。

議長 法人が受け入れるため問題ないように思いますが、他に意見はございますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

【10番委員着席】

10番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。議案の審議はこれで終わりましたので、定例会を閉会します。それでは、龍男職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理 ご審議ありがとうございました。皆さんご存知かと思いますが、コロナか重油高騰の影響かわかりませんが、来年1月から農業資材が1割から2割、ものによっては5割値上がりすると農協職員から聞きました。購入できるなら12月中にある程度購入し、良い年をお迎えください。これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後2時15分

議 長 会長

議事録署名人 6番

議事録署名人 7番